

経済産業省告示第二百五号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百八十号（外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等）の一部を次のように改正し、平成二十一年六月十八日から施行する。

平成二十一年六月十六日

経済産業大臣 二階 俊博

第三号中「（輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の二に掲げる貨物に限る。）
」を削る。

附 則

この告示による改正後の第三号の規定は、平成二十二年四月十三日限り、その効力を失う。